

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 花巻空港旧々ターミナル地区集合計器盤更新業務
- (2) 履行場所 花巻市葛地内 花巻空港旧々ターミナル地区
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで
- (4) 仕 様 等 別添仕様書のとおり

2 入札及び開札の日時及び場所

入札公告に示すとおり

3 入札参加資格

入札公告に示すとおり

4 入札参加申請に関する事項

入札公告に示すとおり

5 入札参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、この一般競争入札に重複して参加することができない。

なお、これらの関係にある複数の者から、入札参加申請が行われた場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとし、事後審査においてこの事実が判明した場合は、入札に関する条件に違反した入札として入札を無効とするものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社

をいう。)である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ロ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であつて、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

6 入札の方法等

(1) 入札は、次の事項を記載した入札書を指定の日時及び場所に提出させることにより行う。

ア 入札年月日

イ 頭書に「入札書」である旨記載

ウ 入札金額

エ 入札件名（「花巻空港旧々ターミナル地区集合計器盤更新業務」とする。）

オ あて名（「岩手県知事」とする。）

カ 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、その所在地、名称又は商号、代表者の氏名及び印）

(2) 入札執行回数は3回とし、この限度内において落札者がいないときは入札を打ち切る。

(3) 入札金額の記載に当たっては、落札決定に際し、入札書（別紙様式）に記載された金額のうち、非課税対象金額を除いた金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から非課税対象金額を除いた金額の110分の100に相当する金額に非

課税対象金額を加算した金額を入札書に記載するものとする。

- (4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正をすることはできない。

また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

- (5) 代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際、次の事項を記載した委任状を提出しなければならない。

ア 委任者の住所、氏名及び印

イ 委任事項及び委任期間

ウ 受任者の住所、氏名及び印（頭書に「上記代理人」と記載）

7 入札の辞退

入札書が指定の日時及び場所に提出されなかった場合は、当該入札参加者は辞退したものとして取り扱うものとする。

8 入札保証金

入札公告に示すとおり

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札
- (10) 入札実施後の審査において、5の入札参加制限の内容に違反する複数の者が参加したことが判明した入札

10 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本件一般競争入札に係る入札公告に示した入札参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号。以下「規則」という。）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを

引かせ、落札者を決定するものとする。

- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。

11 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 再度入札の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。また、最初の入札の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。

12 契約締結の留意事項

- (1) 落札の決定後、この入札に付する業務に係る契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が3の入札参加資格を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しない。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。
- (4) 契約の条項は別添「契約書案」による。

13 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件業務に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は以下のとおり。
郵便番号025-0004 岩手県花巻市葛第3地割183番地1
岩手県復興防災部 消防安全課防災航空担当（岩手県防災航空センター）
電話番号 0198-26-5251 F A X 0198-26-5256